

作成:2019年6月6日

【中国】2018年度商標行政事件典型10事例公示(5月22日)

中国知識産権局は2018年度の各地の工商行政管理局など(旧組織)が取扱った行政事件から典型事例として10件を抽出し、参考となるべき事例として公示した。以下、判明する事実は確認し加筆、仮訳で紹介する。

参考サイト:<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1139377.htm>

| 1. アップル社の登録商標専用権侵害事件 | |
|----------------------|--|
| 地域部門 | 北京市工商行政管理局東城分局(旧組織) |
| 当事者 | 被疑者:北京直信立興電子科技有限公司 申立人:なし(行政職権) |
| 対象権利 | 苹果(第6281184号)、  (第6281377号)、APPLE(第6281187号) |
| 事件概要 | <p>被疑侵害者は商標権者のアップル社の許諾を得ずに、北京市東城区崇文門外街のオフィスビル内でアップル社関連商品の修理業務を展開し、オフィスビル1階の入り口に「A区1013室アップル製品修理予約」の看板を設置、店頭には「アップル予約修理1013」のロールアップスタンドを並べ、店内には「Apple 顧客修理サービス」の表示し、ガラス製カウンターには白いアップル図形とAlipay二次元コードとWeChatPayの二次元コードが貼られている。Alipay二次元コードをスキャンするとアップル図形と「ApplePay」「アップル修理センター」の文字が表示される。WeChatPayの二次元コードをスキャンすると「アフターサービスセンター」の名前と図形が表示され、WeChatには「Apple-shouh」と「Appleの修理サービス業者」という文字が表示される。店内では「アップルカスタマーサービスセンター」と書かれたPOSシステムで注文書を作成している。被疑侵害者は、高德地図サービスを通じて自身の事業所を唯一の「アップル公式ライセンスサービスセンター」と設定しているため、消費者が高徳地図サービスで「アップル公式ライセンスサービスセンター」を検索すると、被疑侵害者の場所のみが地図上に表示される。当該所在地は被疑侵害者の株主である陳氏に高德会社ユーザーフィードバックシステムを通じて報告される。</p> <p>当局の追加調査によると、アップル社の正規修理業者である北京立興創聯科技サービス有限公司が北京市東城区崇文門外大街3号8階南区803室で営業していた。その後、正規修理業者が移転したために、被疑侵害者は「直信立興」と名乗り、同種のサービスを行い、正規修理業者の「立興」の名義を故意に利用したと感ぜられる。</p> <p>アップル社は2010年に「苹果」、「」、「APPLE」の登録商標を37類で取得している。</p> <p>当局は、被疑侵害者が商標権者の許諾を得ていない場合、店内の装飾、宣伝看板、二次元コード、及びPOSシステム注文書での「苹果」と「」の登録商標の使用したこと、自身の修理サービスとアップル社の登録商標とを関連させたこと、そして、高德地図サービスの位置情報を利用して消費者を混乱させたことは、商標権者の合法的権益を侵害したと認定した。被疑侵害者は何度も投訴されたが、依然として改めず、メディアで暴露されるなど深刻な社会的影響を与えた。被疑侵害者の行為には主観的悪意が明らかにあり、危害は大きなものである。被疑侵害者が「苹果」、「」の図形商標、「APPLE」及び「Apple 顧客修理サービス」の文字商標を使って事業に従事した期間の違法売上総額は181.6万元(約4,722万円)である。</p> <p>当局は、2018年8月に被疑侵害者の行為は商標法第57条(2)号に規定される侵害行為</p> |

株式会社 KyK インターナショナル

知的財産&企業法務コンサルティング

東京都港区西新橋1-2-9 日比谷セントラルビル14階

〒105-0003 TEL:03-5843-9387 FAX:03-6868-4488

お問合せ:

電話:080-4866-7889

Email: aizawa.y@kyk-inc.co.jp

| | |
|-----------------------------------|---|
| | を構成すると認定し、商標法第 60 条及び北京市工商行政管理局行政処罰裁量基準第 391 条の規定に基づき、侵害行為の即時停止と罰金 907.9 万元(約 1.45 億円)を科した。 |
| 事件意義 | この事件は外国の商標権者の権益をまとめて保護した事件であり、典型的な役務商標権侵害事件でもある。侵害者は高級商業地区のオフィスビルやショッピングセンターを利用し、「苹果」や「APPLE」などの登録商標を改変して使用し、恰も自身がアップルからライセンスを受けた修理店であるという錯覚をさせて、社会的に悪影響を与えた。当局は迅速に事件を立案・査察し、的確で適切な処罰だけではなく、商標権者の合法的権益だけでなく、消費者の合法的権益も保護した。これは中国が国内外の商標権者の合法的権益を平等に保護する政策を実施していることをしてきたものである。 |
| コメント | 中国ではよく見られる事件であり、アメリカ向けのアピールと取られても仕方ない内容である。ところで、日本企業は中国では小売りを指定した役務商標の登録ができないと判断し、役務区分で重要な商標を登録していないことが多い。役務区分での登録商標がないこうした事件には対応できないため、早急に取得することをお勧めする。また、ネット販売(EC)の指定役務コードも既に存在するので、指定役務をよく検討することをお勧めする。 |
| 2. 江蘇凱蒂食品有限公司のイギリス国旗無断使用事件 | |
| 地域部門 | 江蘇省南京市工商行政管理局 |
| 当事者 | 被疑者: 江蘇凱蒂食品有限公司 申立人: 不明 |
| 対象権利 | <p>精典泰迪的奶茶舖 TEA DRINKS / DESSERT (第 21621450 号)、 (第 21388082 号)、</p> <p> (第 21388149 号)、 (第 10904562 号)</p> |
| 事件概要 | <p>当局は被疑者が 2018 年 3 月の営業活動でイギリスの国旗を商標として使用し、商標法の関連規定に違反しているとの投訴を受け、即座に立案し調査を開始した。</p> <p>当局の調査によると、被疑者は 2016 年 11 月から台湾龍巧国際有限公司から許諾を得て、43 類の第 21621450 号、第 21388082 号、第 21388149 号及び第 10904562 号などの登録商標を「喫茶店」などのサービスに使用し、ミルクティーを提供していた。被疑者は「精典泰迪的奶茶舖(典型的 Teddy のミルクティーショップ)」のようなブランド商品をイギリスからの商品とパッケージし、消費者がブランドに対する信頼感を高めるように営業活動で勝手に第 21388082 号と第 21388149 号の登録商標にイギリス国旗を加えるとともに、事務投資や店舗経営に大量に使用した。また、被疑者は自身のウェブページで加盟募集と関連の説明用にイギリスの国旗を商標的に使用したバーナーを作成し、ネット上での加盟募集プロモーションを展開した。事件が発覚した時には、中核商業地区に他人と協力しチェーン店を既に 3 店舗開店しており、売上総額は 454.1 万元(約 7,270 万円)に及んでいた。</p> <p>当局は、被疑者の行為が商標法第 10 条第 1 項(2)号に定める「外国の国名、国旗、国章、軍旗などと同一或いは類似する」標識の使用に該当する行為と認定し、商標法第 52 条(未登録商標の虚偽表示)の規定に基づき、被疑者に違法行為の即時停止、罰金 31.79 万元(約 510 万円)を科した。</p> |

| | |
|--|---|
| 事件意義 | この事件では、被疑者が勝手に自身の店舗やホームページなど複数の場所でイギリスの国旗を付け加えた商標や文字説明のあるバーナーを使用し、当該商品を外国ブランド品と思わせるようにパッケージし、消費者にブランドの出所を誤認させ、加盟者に経済的損失を与えた。当局はネットワークプラットフォームを十分利用し、迅速にネットワークの証拠を固定し、精度の高い監督管理を効果的に実施したことで、オンラインとオフラインの両方で同時に対策を行った。この事件の査察は「浄化」特別プロジェクトチームが実施しており、良好な事業環境の構築に積極的な役割を果たしたことを指摘している。 |
| コメント | 未登録商標を登録商標と虚偽表示するような場合、商標法の規定により絶対的拒絶理由の一般条項が使用できることは地名や GI などを勝手に使用される事件でも効果を上げることが期待できる。商標法第 52 条に規定される罰則は、使用差止、是正命令、不当利得が 5 万元以上の場合その 20%以下、それ以下の場合 1 万元である。本件は 7%程度が適用された模様である。 |
| 3. 北京宏源利得商貿有限公司の「鬼塚虎(オニツカタイガー)」などの登録商標専用権侵害事件 | |
| 地域部門 | 北京市工商行政管理局東台分局 |
| 当事者 | 被疑者:北京宏源利得商貿有限公司、泉州艾詩克詩体育用品有限公司 申立人:なし(行政職権) |
| 対象権利 |  (第 6936142 号)、  (第 21966294 号)、  (第 21684973 号) |
| 事件概要 | <p>当局は 2018 年 1 月 9 日、北京木犀園特別商貿有限公司が設立した店舗で販売しているスニーカーが株式会社アシックス(愛世克私)の「Tiger」などの登録商標の専用権を侵害した疑いがあることを発見した。仕入先は北京宏源利得商貿有限公司であった。当局の調査によると、宏源社は艾詩克詩社とフランチャイズ契約を結び、「亞瑟斯虎(アルザスタイガー)」ブランドのスニーカーを代理販売していた。このスニーカーのタン部には「」の標識が付いており、アシックス社の「」の商標に類似する。靴の外側に付いている「」または「」或いは「」や「」の変形井字パターンの標識は、アシックス社登録商標の「」や「」と類似する。</p> <p>当局の査察において、被疑侵害者は被疑侵害スニーカーが権利侵害商品であることを知らなかったとして、商標法第 60 条第 2 項の例外規定に基づいて処罰の免除を主張した。当局は企業登録情報を照合し、被疑侵害者の株主は被疑侵害者間の相互で勤務する特別な関係であることを発見するとともに、艾詩克詩社はアシックス社の「鬼塚虎」の商標に類似する商標を出願したが商標局に却下していることも判明した。従って、被疑侵害者は主観的に知りうる状況にあり、免責はできないとされた。最終的に、被疑侵害者は「亞瑟斯虎」ブランドのスニーカーを 15 店舗に提供し、総額 615 万元を売上げた。在庫 16,277 足は 1 足当たりの平均販売価格を 307.80 円で算定し 501 万元、そのため違法事業総額は 1,115 万元(約 1.78 億円)に達した。</p> <p>当局は被疑侵害者の行為が商標法第 57 条(3)号に規定する侵害行為と認定し、商標法第 60 条第 2 項の規定に基づき、侵害行為の即時停止、侵害品 6687 足の没収、罰金 5,577 万元(約 9000 万円)を科した。</p> |

| | |
|--|--|
| 事件意義 | この事件は北京市で過去 20 年間に処理された事件で最も高い処罰となった商標権侵害事件であり、中国中央テレビ局など 90 以上のメディアで報道され大きな影響を与えた。当局は店舗の端末をチェックすることを切り口に侵害品の出所を追及し、販売店と仕入先の侵害行為に行政処罰を科すほか、本事件後に関連証拠とともに生産者の所在地の監督管理部門に事件を移管して執行し、商標行政保護システムの全体で侵害行為に対する打撃を与えた特徴的事件であるため、権利者の合法的権益を効果的に維持したことが指摘されている。 |
| コメント | 本件は商標権者の投訴に基づくものではなく、行政の年次模倣品対策計画に基づき取られた事件と思料する。もちろん、商標権者がこれまでに各関係機関へ働きかけをしたことがこうした結果につながったと考えるが、コストのかかるブランド維持に対する活動は評価されるべきである。本事件では侵害者が不知による抗弁を行っているが、中国ではよく使われる抗弁である。しかし、侵害者には具体的な仕入先などの証拠を提示する義務があり、レイドでは当局がそうした証拠を確認しているかどうか把握することは重要である。 |
| 4. 深圳市新麗手袋有限公司の「美团外卖」などの登録商標専用権侵害事件 | |
| 地域部門 | 広東省深圳市市場稽查局 |
| 当事者 | 被疑者：深圳市新麗手袋有限公司 申立人：美团点評公司(北京三快科技有限公司) |
| 対象権利 | 美团外卖、饿了么、ENG NIAO 蜂鸟 |
| 事件概要 | <p>市場稽查局(市場監査局)は 2017 年 12 月、美团点評公司(北京三快科技有限公司)から某ネットショップがネットで美团ブランドのテイクアウトボックスのニセモノを販売しているとの投訴を受けた。調べてみると、「美团外卖(美团テイクアウト)」の登録商標専用権を侵害したテイクアウト箱を大量に販売しているのは主に「食客送外卖箱送餐箱保温箱厂(顧客用出前箱弁当箱保温箱工場)」と「吉食送」の 2 つのネットショップで、責任者はそれぞれ彭氏と謝氏であることが判明した。当局はこの 2 つのネットショップの商品流通チャネルの調査を行い、最終的にニセモノは深圳市新麗手袋有限公司であることを確認した。同社の法定代表者は彭氏である。更なる調査から当該侵害品は笛梵小巢大区店など 4 つのネットショップで販売されており、責任者はそれぞれ李氏、彭氏、孫氏(2 つのネットショップ)であり、この 3 人は被疑侵害者と同じ地区に居住し、親戚や同郷である。この事件はグループでの違法行為であり、彭氏と謝氏が首謀者で、深圳市新麗手袋有限公司が侵害品の製造拠点で、侵害品がネットショップで販売されたと認定された。</p> <p>当局は前段階で入手した販売記録や違法グループの人員構造、拠点状況などの重要な情報を総合し、深圳市市場監査局ネット査察処は 2018 年 1 月 11 日に深圳市公安局竜崗分局、深圳市公安局平湖派出所と連携して突然レイドを行い、主要責任者 4 人、工場労働者 40 人近くのいる現場で「美团外卖」、「饿了么」、「蜂鸟」などの登録商標専用権を侵害するテイクアウト箱を発見するとともに、印刷現場で印刷金型 25 個と印刷済みのラベル半製品を発見した。これらはいずれも侵害品である。被疑侵害者の提示する委託契約書、生産合意書、製品商標登録証などの書類を当局は一々認識し、それら全てが契約期間が終わっているか、或いは契約範囲を超えているか、また商標登録者と商標所有者が一致しないことが確認された。当局は慎重に照合・審査を行い、被疑侵害者の超過生産及び個人向け販売も確認した。そして、現場では 3,448 個のテイクアウト箱、25 個の商標印刷金型及び商</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>標半製品が封印され押収された。主犯格の彭氏、謝氏ら4人が公安に逮捕された。</p> <p>本件商標はすべて第21類の登録商標である。被疑侵害者が商標権者の許可を得ずに登録商標専用権の対象となる商品を生産、販売する行為は、商標法第57条(1)号、(3)号に規定する侵害行為を構成した。この事件での関連商品の違法売上総額は702万元(約11,235万円)に達し、刑事訴追基準に達しているため、当局は2018年1月12日に深圳市公安局平湖派出所に移送した。2018年2月7日、深圳市竜崗区人民検察院は彭某など3人を逮捕した。謝氏は授乳中のため処分保留とされた。</p> |
| 事件意義 | <p>この事件はインターネットを利用したテイクアウトビジネスの台頭を背景にした新たな分野の商標権侵害事件である。当局の緻密な状況分析と証拠調査を通じて、末端の販売拠点から生産元の違法事実を逐次調べることで、全面的に上流から下流までの生産販売チェーンを調べ、司法機関に移送し、偽造グループ全体を根こそぎした高いレベルの効果を発揮したと指摘している。</p> |
| コメント | <p>本件商標は権利者名で21類の登録商標は発見できなかった。</p> |
| <p>5. 成氏の「阿迪达斯(Adidas)」などの登録商標専用権侵害事件</p> | |
| 地域部門 | <p>江蘇省南通市通州区市場監督管理局</p> |
| 当事者 | <p>被疑者: 成氏(非公開) 申立人: 不明</p> |
| 対象権利 | <p>Adidas(阿迪达斯)、Nike(耐克)、New Balance(新百倫)、 Jordan(乔丹)、Balenciaga(巴黎世家)</p> |
| 事件概要 | <p>当局は2018年7月26日に通州区十総鎮298号倉庫内に大量の有名ブランドのニセモノブランドスポーツシューズが保管していると投訴を受け、直ちに査察を行った。</p> <p>当局の調査によると、被疑侵害者の成氏は、ある微信(WeChat)を通じてAdidas、Nike、New Balanceなどの登録商標専用権を侵害するニセモノのブランドスポーツシューズ(サンダル)を購入して298号倉庫に保管し、常熟市の複数の店舗やネットショップを通じて販売していた。金額が大きく、また被疑侵害者が極めて非協力的であったため、南通市市場監督管理局は南通市通州区市場監督管理局、南通市通州区公安局と連携して、現場を迅速に管理するとともに、現場を全面的に検査し、まずはネット販売台帳資料を差押え、同時に常熟市公安局と共に急襲レイドを行い、Adidas、Nike、New Balance、Jordan、Balenciagaなどの登録商標専用権を侵害するスポーツシューズ(サンダル)70種類2,400足を差押えた。総額は200万元(約3,200万円)を超えた。侵害品総額が大きく、犯罪を構成した疑いがあり、当局は2018年8月10日、当該事件を常熟市公安局に移送した。</p> |
| 事件意義 | <p>この事件は多くの国際的に有名なブランドが関わり、事件の金額も大きく、社会的に影響が大きい。侵害者は通州地区に倉庫を設け、常熟市に複数の店舗を設けてネット販売に従事していた。事件状況が複雑であり、侵害関係者が全く非協力的であるため、事件の捜査は難航した。当局は協働事件処理メカニズムを設定し、異なる地域の法執行部門が協力して事件を処理し、当該拠点を一掃した。本事件は十分な組織の上下の連動、部門間協力、地域協力の成果により、関連商標権利者の合法的権益と公平競争の市場秩序を力強く維持することができた事例と指摘している。</p> |

| | |
|--|--|
| コメント | このように複数のブランドが混在している場合、個別の商標権者が単独で権利行使をすることは難しい。当局が主導捜査した場合は、このようなスムーズな結果となる。工商行政管理総局の年度計画の一環の結果と言えるが、同業種の場合、立場を超えて、共同で地域の当局に働きかけることが好ましいと考える。 |
| 6. 常德市鼎城区大娘管材経営部の「LESSO 联塑」登録商標専用権侵害事件 | |
| 地域部門 | 湖南省常德市工商行政管理局鼎城分局 |
| 当事者 | 被疑者：常德市鼎城区大娘管材経営部 申立人：広東聯塑科技実業有限公司 |
| 対象権利 | LESSO 联塑(第 23379569 号) |
| 事件概要 | <p>この事件は当局の消費者保護部と灌溪工商所が共同で担当した。広東聯塑科技実業有限公司は 2018 年 4 月 27 日に被疑侵害者が自社の登録商標「LESSO 联塑」の専用権を侵害する管材及び部品を販売しているとの投訴した。当局が被疑侵害者及び賃貸倉庫を検査したところ、倉庫には 22 種類の規格型番と「LESSO 联塑」商標及び「広東聯塑科技実業有限公司」などが表示されている管材及び部品が保管されおり、商標権者はニセモノと確認した。</p> <p>査察によると、被疑侵害者は 2018 年 1 月に、名前の分からない販売員からある建築現場で未使用の「LESSO 联塑」と表示のある一連の管材と部品を購入した。差押えられた時点で、被疑侵害者が既に販売した侵害品の管材及び部品の売上は 1.6 万元である。そして、賃貸倉庫に保管していた侵害品の管材及び部品の価値は 8.4 万元である。</p> <p>「LESSO 联塑」商標は広東聯塑科技実業有限公司が第 11 類と第 17 類に保有する登録商標である。当局は、2018 年 5 月 31 日、被疑侵害者の行為は商標法第 57 条(3)号の侵害行為を構成すると認定し、商標法第 60 条第 2 項及び湖南省規範行政裁量権弁法第 28 条の規定に基づき、「湖南省工商行政管理機関行政処罰自由裁量権実施弁法」、「湖南省工商行政管理機関行政処罰の自由裁量執行基準」を参酌して、侵害行為の即時停止を命じ、侵害品の没収、廃棄及び 35 万元(約 560 万円)の行政処罰を科した。</p> <p>上訴期間経過後、当局は押収した侵害品を手続きに従って無害化廃棄処分を行ったが、処分品にリサイクル価値があると考え、当局は価格認証センターに確認を求め、財政非課税部門の承認を受けて、商標権者が回収した。非課税財政所得は 2.5 万元である。</p> |
| 事件意義 | この事件の侵害者は「LESSO 联塑」ブランド品の地区代理店であり、侵害品を悪意で販売する主観的意図があり、詐欺的性向が強い。当局は、事件処理手続きに厳格で、行政処罰での自由裁量権を正しく行使し、侵害者に重罰を科し、メディアの報道を通じて影響を拡散し、違法な事業者を威嚇し、良好な社会効果があった。捜査過程では、各当局が協働し、公安とも緊密に連携し、事件解決に協力した。また、この事件では押収した侵害商品が無害化廃棄処理したこと参考になるため意義があると指摘している。 |
| コメント | 商標法第 60 条は処罰金額を違法事業額の 5 倍未満と規定しているため、10 万元に対して 35 万元は 3.5 倍になり、中程度になろうか。なお、50 万元を超えないと刑事告訴はできない。ところで、地方政府には本件のように個別の行政規定があるため、権利行使では地方の条例の処罰規定を予め確認することが好ましい。 |
| 7. 龔氏による南方寝飾の「」登録商標専用権侵害事件 | |

| | |
|------|---|
| 地域部門 | 湖北省松滋市工商行政管理局 |
| 当事者 | 被疑者:龔氏(非公開) 申立人:南方寢飾科技有限公司 |
| 対象権利 | ☞(第 19500076 号) |
| 事件概要 | <p>当局は 2018 年 3 月、南方寢飾科技有限公司から龔氏が営業する南方寢飾松滋加盟店が「☞」登録商標の専用権を侵害した疑いがあると投訴を受けた。当局の査察によると、被疑侵害者は胡氏、林氏などから南方寢具と表示して生産したニセモノを購入するとともに、第三者に南方寢具製品の包装袋を製作させ、その非正規ルートで購入したニセモノを包装して店内で販売していた。被疑侵害者の未販売侵害品の在庫総額は 5.87 万元、既に販売した侵害品の総額は 1.7 万元、未使用の侵害包装袋の金額は 3000 円で、総合計 7.8 万(約 125 万円)である。</p> <p>当局は被疑侵害者の行為が商標法第 57 条(3)号項に規定する侵害行為を構成すると認定し、商標法第 60 条の規定に基づき、「湖北省工商行政管理機関行政処罰自由裁量指導基準」の規定を参酌して、被疑侵害者に権利侵害行為の停止、未販売侵害品の没収、未使用侵害包装袋 500 袋の没収、廃棄を命じるとともに、23.5 万元(約 376 万円)の罰金を科した。</p> |
| 事件意義 | この事件の特殊性は侵害者が商標権者の正規加盟店であることにある。このような加盟店が権利を侵害するニセモノを販売することは、詐欺的性向がより高くなり、消費者は通常、正規品を買っていると認識する。当局はこの事件をタイミングよく検査、処理し、効果的に市場の秩序と消費者の合法的な權益を維持した。この事件は商標権者及び当局に警告をするもので、正規加盟店がニセモノを販売するという新たな動向に注意すべきである。権利者は、定期的に加盟店の営業活動に対する検査を行い、権利侵害の疑いを発見して、速やかに投訴し、当局は法に基づき査察を行うべきである。 |
| コメント | この手の違法行為は古くから行われている手口であり、地方での事件とは言え、ネット通販が拡大すればするほどこのような事件は増えると考ええる。定期的な査察や訪問活動は不可欠である。 |

8. 中山市愛貝爾日用制品有限公司による「YOYO」登録商標専用権侵害事件

| | |
|------|--|
| 地域部門 | 広東省中山市工商行政管理局 |
| 当事者 | 被疑者:中山市愛貝爾日用制品有限公司 申立人:貝比贊公司(BABYZEN、フランス) |
| 対象権利 | YOYO(第 G1093881H 号) |
| 事件概要 | <p>当局は、2016 年 4 月 12 日、「YOYO」登録商標権者の貝比贊公司(BABYZEN、フランス)の投訴に基づき、中山市甜戈電子商取引有限公司を査察したところ、同社の在庫に「baby yoya」及び「yoya」の商標を付したベビーカーがあり、これらは中山市愛貝爾日用制品有限公司が製造販売していることが判明した。当局は、2017 年 7 月 28 日、同被疑侵害者を立件し調査を開始した。当局の調査によると、被疑侵害者は「YOYO」登録商標権者の許諾を得ずに、当該登録商標に類似する「baby yoya」や「yoya」の標章を勝手に使用してベビーカーを生産するとともに、中山市甜戈電子商取引有限公司に販売した(別件処理)。被疑侵害者は上記のベビーカー787 台を販売し、総額は 11.6 万元(約 185.6 万円)である。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>この事件の処理中に、被疑侵害者は本件登録商標「YOYO」の無効取消を請求し、事件処理の中止を要求した。商標権者は商標審査委員会が 2016 年 10 月 18 日に作成した維持決定の審決を提出したため、当局は「YOYO」商標が高い知名度のある外国商標であることを認定し、被疑侵害者の侵害行為には明らかな主観的な故意があるとして、事件の処理を中止しなかった。</p> <p>当局は 2018 年 4 月 3 日に法律に基づいて被疑侵害者に聴聞通知書を送り、4 月 20 日にヒアリングを行い、処罰決定を確定した。当局は被疑侵害者の行為が商標法第 57 条(2)号に規定される侵害行為を構成すると認定し、商標法第 60 条の規定に基づき、被疑侵害者の侵害行為の即時停止を命じるとともに、34.8 万円(約 557 万円)の罰金を科した。</p> |
| 事件意義 | <p>この事件は侵害品流通チェーンでの生産者と販売者に関連し、侵害品は中山市愛貝爾日用制品有限公司が生産販売しているため、事件の性質と双方の責任に直接影響する。当局の調査と証拠収集には処理上と指導上に強い意義がある。事件を処理する過程で、当局は権利紛争結果と商標権の客観的状況を全体的に分析し、証拠優先、効率優先を堅持し、事件の捜査を中止せず、外国の商標権利者の合法的権益を効果的に維持したことを指摘している。</p> |
| コメント | <p>商標権の権利行使では、もちろん不使用取消や無効取消が請求される反撃を受けることは行政ルートでも同じである。係争前に対象の商標権について、必要なデューデリジェンスを行うことは当然である。また、本件のように当局に対する良好な心象形成のためのアプローチも重要である。</p> |
| 9. 張氏による「阿克蘇苹果及图」地理的標識証明商標専用権侵害事件 | |
| 地域部門 | 上海市青浦区市場監督管理局 |
| 当事者 | <p>被疑者: 張氏(非公開)</p> <p>申立人: 阿克蘇地区苹果協会</p> |
| 対象権利 | 「」(阿克蘇苹果及图、第 5918994 号) |
| 事件概要 | <p>当局は、2018 年 3 月、地理的標識証明商標「」の商標所有者である阿克蘇地区苹果協会から張氏の「」地理的標識証明商標の専用権を侵害する行為をネットを通じて投訴を受け、立件し査察した。</p> <p>当局の調査によると、阿克蘇地区苹果協会は 2009 年 1 月 21 日に「」地理標識証明商標を 31 類に登録した。張氏は 2017 年 9 月から上海市青浦区華新鎮西郊國際農産物取引センターでリンゴの卸売及び小売に従事しており、阿克蘇地区苹果協会の許諾なく勝手に陝西などから購入したリンゴを「阿克蘇」、「中国—新疆」などが印刷されたパッケージ箱に入れ、一箱 50 元の価格で「阿克蘇苹果」と偽って販売していた。法執行官は現場で権利侵害のリンゴ 673 箱を押収し、違法売上総額 33,650 元(約 54 万円)である。</p> <p>当局は商標法第 60 条の規定に基づき、被疑侵害者が「」地理標識証明商標権の専用権を侵害した行為に対して、権利侵害行為の即時停止、侵害品の没収及び罰金 5 万円(約 80 万円)を科した。</p> |
| 事件意義 | <p>この事件は地理的標識に関連した商標専用権の保護に関する典型的な事例である。地理的標識は商標法の証明商標として登録することにより保護され、権利者と消費者の合法的権益を守ることができる。この事件の権利者である新疆阿克蘇地区苹果協会は 2009 年か</p> |

| | |
|-----------------------------------|---|
| | ら「  」の商標を登録し、会員に使用を許可し、阿克蘇のリンゴ製品を効果的に保護し、貧困解消と農民の収入増を積極的に促進している。しかし、阿克蘇のリンゴ製品は侵害品に悩まされていた。この事件の取締りは市場環境と競争秩序を効果的に浄化し、権利者と消費者の合法的権益を守ると指摘している。 |
| コメント | 阿克蘇(アスク)は新疆ウイグル自治区にある地区で首府でもある。中国政府は農業分野での知的財産保護も強化しており、そうした活動の一環で典型事例としたと思料する。 |
| 10. 徐氏による「アル卑斯」登録商標専用権侵害事件 | |
| 地域部門 | 江西省南昌市新建区市場和質量監督管理局 |
| 当事者 | 被疑者: 徐氏(非公開) 申立人: 不凡帝範梅勒糖果(中国)有限公司(Perfetti Van Melle S.P.A) |
| 対象権利 | アル卑斯(第 999427 号) |
| 事件概要 | <p>当局は 2018 年 1 月 24 日、不凡帝範梅勒糖果(中国)有限公司(Perfetti Van Melle S.P.A の現地法人)から、徐氏が「アル卑斯(アルプス)」ブランドのキャンディーを製造販売している疑いがあると投訴を受けた。当局は南昌市公安局新築分局と連携し徐氏を法に基づき査察を行った。</p> <p>当局の調査によると、徐氏は 2017 年 12 月中旬から食品生産許可証や営業許可証、そして商標権者の許諾なく、無断で「アル卑斯」ブランドの一連のキャンディーを生産している。当局は「行政強制法」の関連規定及び商標法第 62 条第 1 項(4)号の規定に基づき、徐氏の自宅の作業現場で「アル卑斯」と虚偽表示した製菓 628 箱と半製品 506 箱で硬糖及び包装袋、及び包装紙、また工場内の生産設備を押収した。算定した総額は 16 万元(約万円)である。当局はこの事件を 2018 年 2 月 8 日に公安に移送した。</p> <p>人民法院は 2018 年 9 月 5 日と 12 月 25 日に刑事判決と刑事裁定を下した。被疑侵害者に有期懲役 7 ヶ月、罰金 2 万元を科し、「アル卑斯」と虚偽表示したキャンディー、包装機械、包装袋、包装箱などの事件に関わる物品を没収した。</p> |
| 事件意義 | 最近、一部の違法分子はニセモノ商品を製造販売する場所を農村地区に移転しているため、発見と検査が比較的難しくなっている。この事件は正月の後、春節前に発生し、商品はキャンディーであるため、市場に流れると一般大衆の生命と健康を損なことになる。この事件の処理過程において、当局と公安は連携を強化し、迅速に調査・処理し、法に基づく移送を行うことで、ニセモノ販売業者は最終的に法律の制裁を受け、商標権者の合法的権益は保護されるとともに、一般大衆の「舌の安全」が保障されたと指摘している。 |
| コメント | 行政強制法は 2012 年に新たに施行された法律で、従来からの中央政府や地方政府が独自の自由裁量での強権発動をしていたことを制御し公民の権利とのバランスをとるために制定されたものであるが、行政の強制や強制続きについて規範化することを目的としている。本事件では事業者ではなく「個人」の財物を差押えるために利用されたと考える。最近の模倣被害では、行政の摘発を防御するために事業者でなく個人での権利侵害行為や模倣行為に移っているため、この法律の適用の可否について、個別の事案で行政と相談することは重要と思料する。 |

以上 ■